

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 30 号

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成 20 年四日市市規則第 32 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(動物の愛護及び管理に関する法律に関する事務)</p> <p>第 11 条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下この条において「法」という。)及び三重県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和 56 年三重県条例第 33 号。以下この条において「条例」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第 10 条第 1 項及び第 2 項(法第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による<u>第一種動物取扱業</u>の登録の申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 法第 11 条第 1 項及び第 2 項(法第 13 条第 2 項及び第 14 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による<u>第一種動物取扱業</u>の登録の実施及び通知に関すること。</p> <p>(3) 法第 12 条(法第 13 条第 2 項に</p>	<p>(動物の愛護及び管理に関する法律に関する事務)</p> <p>第 11 条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下この条において「法」という。)及び三重県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和 56 年三重県条例第 33 号。以下この条において「条例」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定による<u>動物取扱業</u>の登録の申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定による<u>動物取扱業</u>の登録の実施及び通知に関すること。</p> <p>(3) 法第 12 条の規定による<u>動物取扱</u></p>

において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業の登録の拒否及び通知に関すること。

(4) 法第14条第1項から第3項までの規定による変更の届出の受理に関すること。

(5) 法第15条の規定による第一種動物取扱業者登録簿の閲覧に関すること。

(6) 法第16条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業者の廃業等の届出の受理に関すること。

(7) 法第17条の規定による第一種動物取扱業者の登録の抹消に関すること。

(8) 法第19条第1項及び第2項の規定による第一種動物取扱業者の登録の取消し又は業務の停止に関すること。

(9) 法第22条の6第2項の規定による犬猫等の種類ごとの数等の届出の受理に関すること。

(10) 法第22条の6第3項の規定による検案書又は死亡診断書の提出の命令に関すること。

(11) 法第23条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による動物の管理の方法等の改

業の登録の拒否及び通知に関すること。

(4) 法第13条第2項の規定による動物取扱業の登録の更新及び通知に関すること。

(5) 法第14条第1項及び第3項の規定による変更の届出の受理に関すること。

(6) 法第15条の規定による動物取扱業者登録簿の閲覧に関すること。

(7) 法第16条第1項の規定による動物取扱業者の廃業等の届出の受理に関すること。

(8) 法第17条の規定による動物取扱業者の登録の抹消に関すること。

(9) 法第19条第1項及び第2項の規定による動物取扱業者の登録の取消し又は業務の停止に関すること。

(10) 法第23条第1項の規定による動物の管理の方法等の改善勧告に関すること。

善勧告に関すること。

(12) (略)

(13) 法第23条第3項(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による措置命令に関すること。

(14) 法第24条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業からの報告徴収及び事業所等への立入検査に関すること。

(15) 法第24条の2の規定による第二種動物取扱業届出書の受理に関すること。

(16) 法第24条の3第1項及び第2項の規定による第二種動物取扱業者の変更届等の受理に関すること。

(17) (略)

(18) 法第25条第3項の規定による虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対する措置命令又は勧告に関すること。

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) 法第35条第1項から第3項までの規定による犬又は猫の引取りに関すること。

(27) 法第35条第4項の規定による

(11) (略)

(12) 法第23条第3項の規定による措置命令に関すること。

(13) 法第24条第1項の規定による動物取扱業からの報告徴収及び事業所等への立入検査に関すること。

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) 法第35条第1項又は第2項の規定による犬又はねこの引取りに関すること。

犬又は猫の返還及び譲渡に関すること。

(28) (略)

(29) 法第37条第2項の規定による犬又は猫の引取りの際の繁殖制限の指導及び助言に関すること。

(30) 法第41条の2の規定による獣医師による通報の受理に関すること。

(31) (略)

(32) (略)

(33) (略)

(34) (略)

(35) (略)

(健康増進法に関する事務)

第20条 健康増進法(平成14年法律第103号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1)から(6)まで (略)

(食品表示法に関する事務)

第21条 食品表示法(平成25年法律第70号。以下この条において「法」という。)、食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号。以下この条において

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(健康増進法に関する事務)

第20条 健康増進法(平成14年法律第103号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1)から(6)まで (略)

(7) 法第32条第3項の規定において準用する法第27条第1項の規定による栄養表示がなされた食品の製造施設等の立入検査及び収去に関すること。

「政令」という。)に関する事務のうち保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定による指示に関すること。
- (2) 法第 6 条第 5 項の規定による命令に関すること。
- (3) 法第 6 条第 8 項の規定による命令に関すること。
- (4) 法第 7 条の規定による公表に関すること。
- (5) 法第 8 条第 1 項の規定による報告徴収、物件提出要求、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (6) 法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による申出の受付に関すること。
- (7) 法第 12 条第 3 項の規定による調査に関すること。
- (8) 政令第 7 条第 3 項の規定による報告に関すること。
- (9) 政令第 7 条第 6 項の規定による報告に関すること。

(適用除外)

第 22 条 四日市市保健所処務規程(平成 20 年四日市市訓令第 10 号)第 5 条の規定により職務代理者を設置したときは、第 2 条から第 21 条までの規定は、適用しない。

(適用除外)

第 21 条 四日市市保健所処務規程(平成 20 年四日市市訓令第 10 号)第 5 条の規定により職務代理者を設置したときは、第 2 条から第 20 条までの規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)